

企画競争実施の広告

平成22年1月29日

本州四国連絡高速道路株式会社

契約責任者 常務取締役 武田 文男

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

平成22年度 本四道路交通解析業務

(2) 業務内容

本業務は、現在実施されている料金割引施策及び今後導入が計画されている新たな料金割引による影響の分析評価を行うため、以下に示す業務を実施する。

① 交通特性解析・料金施策検証

本四道路における交通量を集計・統計処理し、これまでの料金施策及び今後計画されている新たな料金施策による交通特性(変化)の解析を行い、収入・ETC利用率などと併せて各料金施策の検証・評価を行う。

② ETC走行履歴解析

本四道路を走行したETC車両のデータを用いて、個々の走行経路・頻度等の利用形態についての解析を行う。

③ ETC確定明細データベース更新

毎月蓄積されるETC確定明細について、割引種別・車種などのカテゴリー毎に逐次集計し、これまで蓄積されているデータベースの更新を行う。

(3) 履行期限

平成23年3月18日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 次の各号の一に該当する者でないこと

- ① 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ② 過去2年以内において次のイ～チまでの一に該当したと認められる者
 - イ 契約の履行にあたり、故意に工事、製造又は調査等を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施にあたり、社員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - ト その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - チ イからトまでのいずれかに該当する事実があつた後2年後を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他これらに準ずるものとして使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本四会社における「その他調査設計業務」に係る平成21・22事業年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、「交通量調査」及び「経済調査」を希望していること

(3) 本四会社の指名停止措置を受けている期間でないこと

(4) 技術力に関する要件

交通解析及び整備効果の評価について十分な能力を有すること

(5) 業務執行体制に関する要件

主任技術者及び担当技術者は、以下の技術資格を有するものとする。

- ① 技術士[総合技術監理部門(道路)]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。
- ② 技術士[建設部門(道路)]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務経験を有し、かつ建設部門(道路)に4年以上従事しているもの。
- ③ RCCM(道路部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

※ 同等の能力と経験を有する技術者とは、以下のとおり

①及び②について

- ・ アジア太平洋経済協力(APEC)がとりまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者
- ・ あらかじめ技術士相当と国土交通大臣の認定(総合政策局建設振興課)を受けていること

③について

- ・ あらかじめRCCM(道路部門)相当と国土交通大臣の認定(総合政策局建設振興課)を受けていること

(6)業務実績に関する要件

イ 主任技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

主任技術者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成11年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務:下記業務のいずれも実績として有する

- ・ 有料道路における料金施策による検証業務
- ・ 有料道路における交通特性解析業務
- ・ 個別車両データを活用した走行履歴等解析業務

類似業務:下記業務のいずれも実績として有する

- ・ 一般的な道路整備効果検証業務
- ・ 一般道路における交通解析業務

ロ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、平成11年度以降に完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していればよい。

同種業務:下記業務のいずれも実績として有する

- ・ 有料道路における料金施策による検証業務
- ・ 有料道路における交通特性解析業務
- ・ 個別車両データを活用した走行履歴等解析業務

類似業務:下記業務のいずれも実績として有する

- ・一般的な道路整備効果検証業務
- ・一般道路における交通解析業務

3. 手続等

(1) 担当部局

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

本州四国連絡高速道路(株) 会計契約課

電話 078-291-1035 ファクシミリ 078-291-0026

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成22年1月29日(金)から平成22年2月17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後16時00分まで、(1)の場所において、CD-Rにより無料で入手できる。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成22年2月18日(木)16時 (1)に同じ。正1部、副1部を持参に限る。(提案書の受付期間は平成22年2月1日(月)から平成22年2月18日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から午後16時00分とする)

(4) 技術提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

平成22年2月19日(金)13時から、本四会社13階会議室

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、技術提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。